

総行政 1 2 1 号  
平成 2 5 年 8 月 1 2 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総 務 副 大 臣  
坂 本 哲 志

### 地域経済循環創造ガイドラインについて

日頃より地域活性化の推進のため格別のご配慮・ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。総務省では、関係省庁と連携し、「地域の元気創造プラン」（平成 2 5 年 3 月 2 6 日経済財政諮問会議提出）を策定し、地域の資源と地域の資金とを結びつけて、地域における経済循環を創造し、新たに持続可能な事業を起こす地域経済イノベーションサイクルの全国展開を推進しています。

今般、産（産業界）、学（大学等）、金（地域金融機関）、官（地方公共団体）の連携の下に地域ラウンドテーブルを構築し、地域経済イノベーションサイクルを全国で展開するにあたっての、各主体の役割や留意事項等を「地域経済循環創造ガイドライン」としてとりまとめました。

各地方公共団体におかれても、本ガイドラインを活用し、地域金融機関をはじめ地域ラウンドテーブルの関係者等との情報共有等に努められ、地域の活性化に向けて、地域経済循環創造の取組が進められることを期待いたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。